

# 地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員就業規則

平成 22 年 4 月 1 日

規程 3 - 3

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 人事（第 4 条—第 13 条）
  - 第 1 節 採用（第 4 条—第 7 条）
  - 第 2 節 評定（第 8 条）
  - 第 3 節 異動（第 9 条）
  - 第 4 節 休職及び復職（第 10 条）
  - 第 5 節 退職及び解雇（第 11 条—第 13 条）
- 第 3 章 労働時間、休日及び休暇（第 14 条—第 24 条）
  - 第 1 節 労働時間及び休日（第 14 条—第 16 条）
  - 第 2 節 休暇（第 17 条—第 24 条）
- 第 4 章 育児休業（第 25 条）
- 第 5 章 給与及び退職手当（第 26 条—第 27 条）
- 第 6 章 研修（第 28 条）
- 第 7 章 表彰（第 29 条）
- 第 8 章 服務（第 30 条）
- 第 9 章 安全及び衛生（第 31 条）
- 第 10 章 懲戒等（第 32 条）
- 第 11 章 災害補償（第 33 条）
- 第 12 章 業務による旅行（第 34 条）
- 第 13 章 福利厚生（第 35 条—第 36 条）

## 第 1 章 総則

### （趣旨）

第 1 条 この就業規則（以下「規則」という。）は、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。)第 89 条の規定により、地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する雇用期間の定めのある職員（地方独立行政法人長野県立病院機構再雇用職員就業規則の適用となる職員を除く。以下「有期雇用職員」という。）の労働条件及び服務その他就業に関し必要な事項を定める。

2 この規則に定めのない事項については、労基法及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）その他関係法令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において有期雇用職員とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- (1) 特定有期職員 専門的な知識経験又は優れた識見を有する者で、その者が有するその専門的な知識経験又は優れた識見を活用して遂行することが特に必要とされる業務を行い、週の所定労働時間が地方独立行政法人長野県立病院機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）の適用を受ける職員（以下「常勤職員」という。）と同じであり、かつ、雇用期間が5年以内のもの
- (2) 産育休代替職員 産前産後休暇又は育児休業職員の休業期間の業務を行い、週の所定労働時間が常勤職員と同様であるもの
- (3) 育児短時間代替職員 育児短時間勤務職員が短時間勤務をすることにより処理困難となる業務を行い、週の所定労働時間が常勤職員より短時間であり、かつ、雇用期間が1年以内のもの
- (4) 地域型職員 業務及び週の所定労働時間が常勤職員と同様であり、かつ、雇用期間が1年以内のもの
- (5) 有期常勤職員 常勤職員と同様又は補助的な業務を行い、週の所定労働時間が常勤職員と同様であり、かつ、雇用期間が1年以内のもの
- (6) 有期短時間職員 常勤職員と同様又は補助的な業務を行い、週の所定労働時間が常勤職員より短時間であり、かつ、雇用期間が1年以内のもの

(秩序の維持)

第3条 有期雇用職員は、この規則に定められた義務を誠実に履行し、法人秩序の維持に努めなければならない。

第2章 人事

第1節 採用

(採用)

第4条 有期雇用職員の採用は、選考による。

- 2 前項に定めるもののほか、有期雇用職員の採用に関し必要な事項は、地方独立行政法人長野県立病院機構職員人事規程により定める。

(労働条件の明示及び提出書類)

第5条 職員就業規則第5条及び第6条の規定は、有期雇用職員の採用の際の労働条件の明示及び提出書類について準用する。

(雇用期間の更新)

第6条 第2条に規定する有期雇用職員の雇用期間は、必要がある場合に更新することができるものとする。

- 2 前項の規定による更新期間を含む通算雇用期間は、次の各号の区分に応じ、次の各号に定める期間を限度とする。

- (1) 特定有期職員 5年以内
- (2) 産育休代替職員 産前産後休暇又は育児休業職員の休業期間
- (3) 育児短時間代替職員 育児短時間勤務申出に係る子が小学校就学の始期に達する日まで
- (4) 地域型職員、有期常勤職員及び有期短時間職員 3年以内

3 理事長は、有期雇用職員の雇用期間の更新を行う場合には、あらかじめ有期雇用職員の同意を得なければならない。

#### (試用期間)

第7条 職員就業規則第7条の規定は、有期雇用職員として採用された者の試用期間について準用する。

2 有期雇用職員のうち雇用期間を1年以内として採用された者の試用期間は、同規則同条中「6月」とあるのは、「14日」と読み替えるものとする。

### 第2節 評定

#### (勤務評定)

第8条 職員就業規則第8条の規定は、第2条第1号から第4号までに規定する有期雇用職員の勤務評定について準用する。

2 第2条第5号及び第6号に規定する有期雇用職員の勤務評定については、別に定める。

### 第3節 異動

#### (異動及び着任)

第9条 職員就業規則第11条及び第12条の規定は、有期雇用職員の異動及び着任について準用する。

### 第4節 休職及び復職

#### (休職及び復職)

第10条 職員就業規則第13条から第16条までの規定は、第2条第1号から第4号までに規定する有期雇用職員の休職及び復職について準用する。この場合において、同規則第13条中「地方独立行政法人長野県立病院機構職員給与規程」とあるのは「地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員給与規程」と、同規則第14条中「3年」とあるのは「1年」と、それぞれ読み替えるものとする。

### 第5節 退職及び解雇

#### (退職)

第11条 有期雇用職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日をもって退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 自己都合による退職を申し出たとき 法人が承認する日
- (2) 雇用期間が満了したとき 雇用期間の満了した日
- (3) 職員就業規則第13条第1項第1号に定める休職の期間が満了しても、休職事由が消滅

しない場合（業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休職する場合を除く。） 休職期間の満了した日

(4) 死亡したとき 死亡日

（自己都合による退職手続）

第12条 有期雇用職員は、前条第1号の規定により退職しようとするときは、原則として退職を予定する日の30日前までに、理事長に退職願を提出しなければならない。

（解雇、解雇予告、退職及び解雇後の責務）

第13条 職員就業規則第21条から第23条までの規定は、有期雇用職員の解雇、解雇予告、退職及び解雇後の責務について準用する。

### 第3章 労働時間、休日及び休暇

#### 第1節 労働時間及び休日

（所定労働時間）

第14条 職員就業規則第24条の規定は、第2条第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する有期雇用職員の所定労働時間（始業及び終業の時刻、休憩時間を含む。）について準用する。

2 第2条第3号に規定する有期雇用職員の所定労働時間は、1週間当たり31時間までの範囲内で、理事長が定める時間とし、始業及び終業の時刻、休憩時間については、個別に定めるものとする。

3 第2条第6号に規定する有期雇用職員の所定労働時間は、1週間当たり38時間45分未満の範囲内で、理事長が定める時間とし、始業及び終業の時刻、休憩時間については、個別に定めるものとする。

（変形労働時間）

第15条 理事長は、業務の都合上特別の形態によって勤務する必要がある有期雇用職員については、1月以内の期間を単位とする変形労働時間制を適用する。

2 職員就業規則第25条第2項の規定は、前項の規定が適用される者の労働時間及び休憩時間について準用する。

（休日、時間外及び休日の労働並びに災害時の勤務）

第16条 職員就業規則第26条から第28条までの規定は、有期雇用職員の休日、時間外及び休日の労働並びに災害時の勤務について準用する。

#### 第2節 休暇

（休暇の種類）

第17条 有期雇用職員の休暇は、年次休暇、療養休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

（年次休暇）

第18条 職員就業規則第30条の規定は、第2条第1号、第2号及び第4号に規定する有期雇用職員の年次休暇の日数及び翌年への繰り越しについて準用する。

2 第2条第3号に規定する有期雇用職員の年次休暇日数については、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。ただし、当該各号で定める日数が当該年の末日において労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの労働時間の時間数が同一であるもの 20日にその職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 前号に掲げる職員以外のも 155時間にその職員の第14条第2項の規定により定められた労働時間（以下この号において「1週間の労働時間」という。）を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その職員の1週間の労働時間をその職員の1週間当たりの勤務日の数で除して得た時間を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

3 第2条第5号及び第6号に規定する有期雇用職員の年次休暇日数については、別に定める。

4 第2条第3号、第5号及び第6号に規定する有期雇用職員の年次休暇の翌年への繰り越しについては、前2項により付与された日数を超えない範囲の残日数（1日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）とする。

（年次休暇の単位及び取得手続）

第19条 職員就業規則第31条及び第32条の規定は、有期雇用職員の年次休暇の取得単位及び取得手続について準用する。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第3号及び第6号に規定する有期雇用職員の年次休暇の取得単位は、1日とする。ただし、5日分については、当該病院及び介護老人保健施設（以下「病院等」という。）の職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、当該病院等の職員の過半数で組織する労働組合がないときは当該病院等の職員の過半数を代表する者との書面による協定（以下「労使協定」という。）の定めるところにより、取得単位を1時間とすることができる。

（療養休暇）

第20条 職員就業規則第33条の規定は、第2条第1号から第4号までに規定する有期雇用職員の療養休暇について準用する。

（特別休暇）

第21条 職員就業規則第34条の規定は、第2条第1号から第4号までに規定する有期雇用職員の特別休暇について準用する。

2 第2条第5号及び第6号に規定する有期雇用職員の特別休暇は、次の表の左欄に掲げる事由に該当する場合において、同表の右欄に掲げる期間とする。

事由	期間																															
1 選挙権その他 公民としての権利 の行使	そのつど必要と認める期間																															
2 法人の事務又 は事業の運営上の 必要に基づく事務 又は事業の全部又 は一部の停止	上に同じ																															
3 忌引	<p>忌引日数表に定める連続する日数の範囲内において必要と認める期間。ただし、雇用期間1年当たり5日を限度とする。</p> <p style="text-align: center;">忌引日数表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="571 813 1126 864">死亡した者</th> <th data-bbox="1126 813 1305 864">日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="571 864 1126 909">配偶者</td> <td data-bbox="1126 864 1305 909">5日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 909 619 1200" rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">血 族</td> <td data-bbox="619 909 1126 954">1 親等の直系尊属（父母）</td> <td data-bbox="1126 909 1305 954">5日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="619 954 1126 999" style="text-align: center;">同 卑属（子）</td> <td data-bbox="1126 954 1305 999">5日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="619 999 1126 1043">2 親等の直系尊属（祖父母）</td> <td data-bbox="1126 999 1305 1043">3日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="619 1043 1126 1088" style="text-align: center;">同 卑属（孫）</td> <td data-bbox="1126 1043 1305 1088">1日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="619 1088 1126 1133">2 親等の傍系者（兄弟姉妹）</td> <td data-bbox="1126 1088 1305 1133">3日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="571 1133 1126 1200">3 親等の傍系尊属（伯叔父母）</td> <td data-bbox="1126 1133 1305 1200">1日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 1200 619 1440" rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">姻 族</td> <td data-bbox="619 1200 1126 1245">1 親等の直系尊属</td> <td data-bbox="1126 1200 1305 1245">5日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="619 1245 1126 1290" style="text-align: center;">同 卑属</td> <td data-bbox="1126 1245 1305 1290">5日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="619 1290 1126 1335">2 親等の直系尊属</td> <td data-bbox="1126 1290 1305 1335">3日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="619 1335 1126 1379">2 親等の傍系者</td> <td data-bbox="1126 1335 1305 1379">3日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="619 1379 1126 1440">3 親等の傍系尊属</td> <td data-bbox="1126 1379 1305 1440">1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 1 いわゆる代襲相続の場合において祭具等の継承を受けた者は、1親等の直系血族に準ずる。</p> <p>2 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には実際に要した往復日数を加算することができる。</p>	死亡した者		日数	配偶者		5日	血 族	1 親等の直系尊属（父母）	5日	同 卑属（子）	5日	2 親等の直系尊属（祖父母）	3日	同 卑属（孫）	1日	2 親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日	3 親等の傍系尊属（伯叔父母）		1日	姻 族	1 親等の直系尊属	5日	同 卑属	5日	2 親等の直系尊属	3日	2 親等の傍系者	3日	3 親等の傍系尊属	1日
死亡した者		日数																														
配偶者		5日																														
血 族	1 親等の直系尊属（父母）	5日																														
	同 卑属（子）	5日																														
	2 親等の直系尊属（祖父母）	3日																														
	同 卑属（孫）	1日																														
	2 親等の傍系者（兄弟姉妹）	3日																														
3 親等の傍系尊属（伯叔父母）		1日																														
姻 族	1 親等の直系尊属	5日																														
	同 卑属	5日																														
	2 親等の直系尊属	3日																														
	2 親等の傍系者	3日																														
	3 親等の傍系尊属	1日																														

(介護休暇)

第22条 有期雇用職員の介護休暇は、職員就業規則第35条第1項に定めるものとし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に基づき、労使協定の定めるところにより付与する。

(療養休暇、特別休暇及び介護休暇の承認)

第23条 職員就業規則第36条の規定は、有期雇用職員の療養休暇、特別休暇及び介護休暇の承認について準用する。

(その他)

第24条 第14条から前条までに定めるもののほか、有期雇用職員の労働時間、休日及び休暇に関し必要な事項は、労働時間規程により定める。

#### 第4章 育児休業

(育児休業)

第25条 有期雇用職員の育児休業は、育児・介護休業法に基づき、労使協定の定めるところにより付与する。

#### 第5章 給与及び退職手当

(給与)

第26条 有期雇用職員の給与は、地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員給与規程の定めるところによる。

(退職手当)

第27条 有期雇用職員の退職手当は、地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員退職手当規程の定めるところによる。

#### 第6章 研修

(研修)

第28条 職員就業規則第43条の規定は、有期雇用職員の研修について準用する。

#### 第7章 表彰

(表彰)

第29条 有期雇用職員で、次の各号のいずれかに該当するものには、これを表彰する。

- (1) 生命又は身体の危険を顧みないで、その職務を遂行し、顕著な功労があったもの
- (2) 職務を通じ有益な研究、発明、考案等を行い、職務の遂行に特に貢献したもの
- (3) 特にすぐれた善行があつて他の模範であるもの

2 個人又は団体で、法人の業務に協力し、著しい功績があつたものには、これを表彰する。

3 表彰は、表彰状、賞状又は感謝状を交付するほか、金品を併せて交付して行うことができる。

4 前3項に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、地方独立行政法人長野県立病院機構表彰規程により定める。

#### 第8章 服務

(服務)

第30条 職員就業規則第45条から第50条までの規定は、有期雇用職員の服務について準用する。

## 第9章 安全及び衛生

(安全及び衛生)

第31条 職員就業規則第51条から第53条までの規定は、有期雇用職員の安全及び衛生について準用する。

## 第10章 懲戒等

(懲戒等)

第32条 職員就業規則第54条から第60条までの規定は、有期雇用職員の懲戒等について準用する。

## 第11章 災害補償

(災害補償)

第33条 第2条第1号及び第2号(育児休業職員の休業期間の業務を行う場合に限る。)に規定する有期雇用職員の業務中の災害及び通勤途上の災害に対する補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

2 第2条第2号(産休職員の休業期間の業務を行う場合に限る。)から第6号までに規定する職員の業務中の災害及び通勤途上の災害に対する補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

3 前項の規定にかかわらず、第2条第4号及び第5号に規定する職員であって、地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)第1条第2項に定めるものの業務中の災害及び通勤途上の災害に対する補償については、地方公務員災害補償法の定めるところによる。

## 第12章 業務による旅行

(業務による旅行)

第34条 職員就業規則第62条の規定は、有期雇用職員の業務による旅行について準用する。

## 第13章 福利厚生

(共済等)

第35条 第2条第1号に規定する有期雇用職員の共済は、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律152号)に定めるところによる。

2 第2条第2号から第6号までに規定する有期雇用職員の保険等は、健康保険法(大正11年法律第70号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)又は地方公務員等共済組合法の定めるところによる。

(宿舎)

第36条 職員就業規則第64条の規定は、有期雇用職員について準用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。